

周南市の財政状況



令和6年11月

周 南 市

目 次

I 財政の現状	1
1 歳入・歳出決算額の推移	1
2 歳入の状況	2
(1) 自主財源・依存財源の推移	2
(2) 一般財源の推移	3
ア 市 税	4
イ 地方交付税	5
3 歳出の状況	6
(1) 義務的経費の推移	6
ア 人件費	6
イ 扶助費	6
ウ 公債費	7
(2) 投資的経費の推移	7
(3) その他の経費の推移	8
ア 物件費	8
イ 補助費等	8
ウ 繰出金	9
4 市債残高の推移	10
5 財政調整基金及び減債基金残高の推移	11
6 財政指標等の推移	12
(1) 実質公債費比率	12
(2) 将来負担比率	13
(3) 財政力指数	14
(4) 経常収支比率	15
II 財政運営における今後の課題	16
1 自主財源の確保	16
2 増加する歳出への対応	16
III 第4次行財政改革大綱の推進	17
《資料編》	20

※各表は、端数処理の関係上、数値の集計が合計欄と一致しない場合があります。

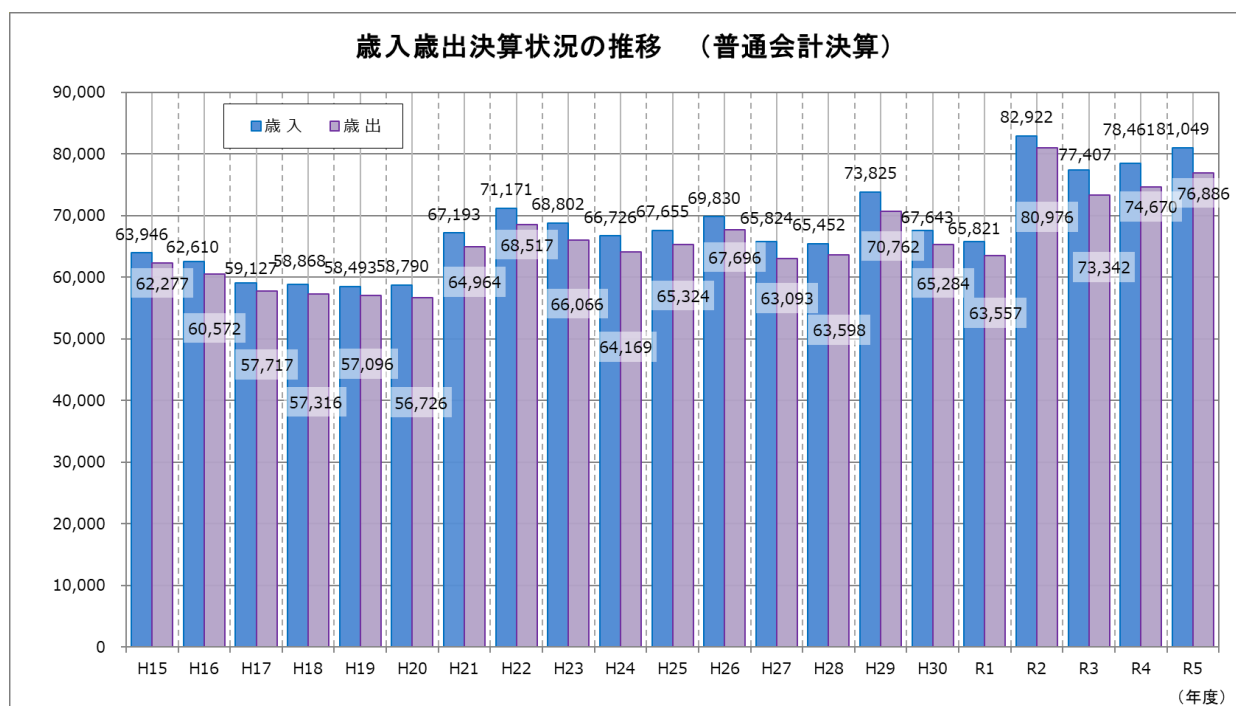
I 財政の現状

1 歳入・歳出決算額の推移

令和5年度の普通会計の決算は、歳入が810億4,900万円、歳出が768億8,600万円で、前年度と比較すると、歳入が25億8,800万円の増、歳出は22億1,600万円の増となっています。

決算の総額は、平成15年度の合併後、平成20年度までは減少傾向でしたが、国の経済対策事業や総合計画に掲げる事業の進捗などにより、平成21年度には増加に転じた後、歳入歳出ともに合併時を上回っています。

令和5年度は、大型建設事業の進捗などにより、前年度決算額と比較して増加しています。



(参考)

特別会計の総額は、歳入が311億9,000万円、歳出は303億4,000万円で、前年度と比較すると歳入は1億6,700万円の減、歳出は2億5,000万円の減となっています。

特別会計決算状況

(単位: 百万円)

区 分	令和5年度		令和4年度		差 引	
	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳 入 (C)	歳 出 (D)	歳 入 (A)-(C)	歳 出 (B)-(D)
国民健康保険特別会計	14,688	14,440	15,260	15,035	△ 572	△ 595
国民健康保険鹿野診療所特別会計	69	69	82	82	△ 13	△ 13
後期高齢者医療特別会計	2,846	2,773	2,741	2,650	105	123
介護保険特別会計	13,330	12,840	13,016	12,641	314	198
地方卸売市場事業特別会計	148	148	165	165	△ 17	△ 17
駐車場事業特別会計	109	71	92	17	17	54
計	31,190	30,340	31,357	30,590	△ 166	△ 250

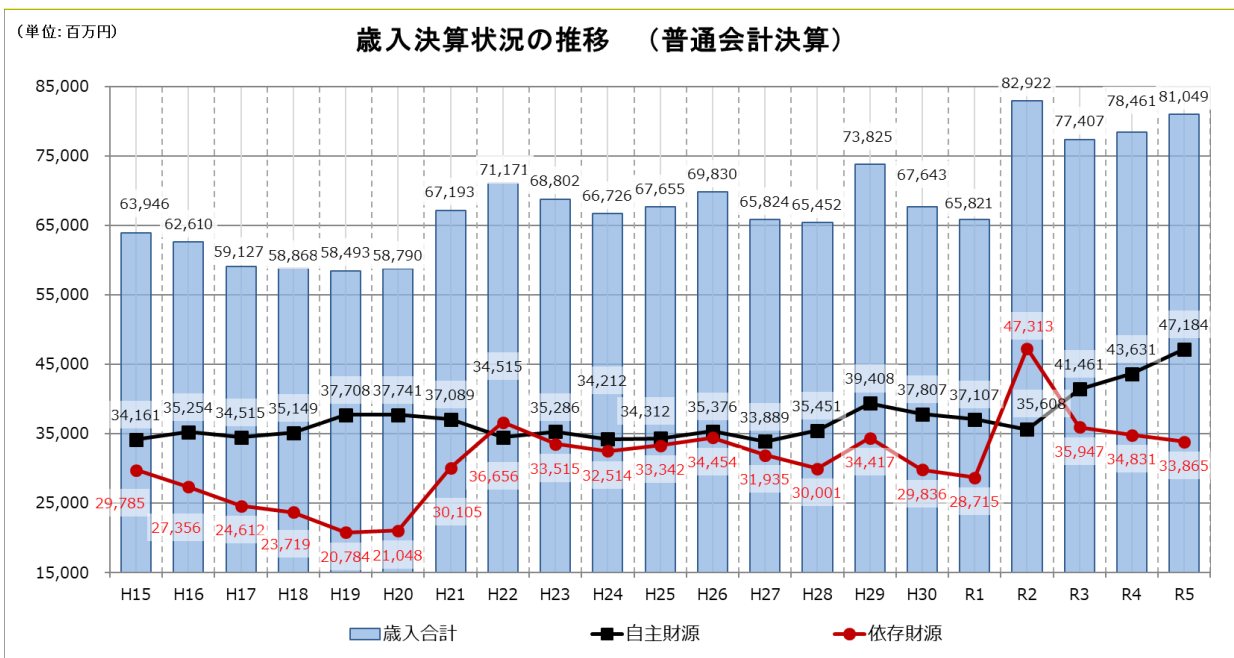
※金額は、百万円未満を四捨五入しているため、決算書等と合わない場合があります。

2 歳入の状況

(1) 自主財源・依存財源の推移

歳入は、市税、使用料、手数料などの自主財源^{※①}と、地方交付税、国・県支出金、市債などの依存財源^{※②}に区分され、自主財源の割合が大きいほど、自立した財政運営ができます。

令和5年度は依存財源の割合が減少しましたが、これは自主財源である地方税が増加し、依存財源である地方交付税が減少したことによるものです。



※ ①自主財源 ②依存財源

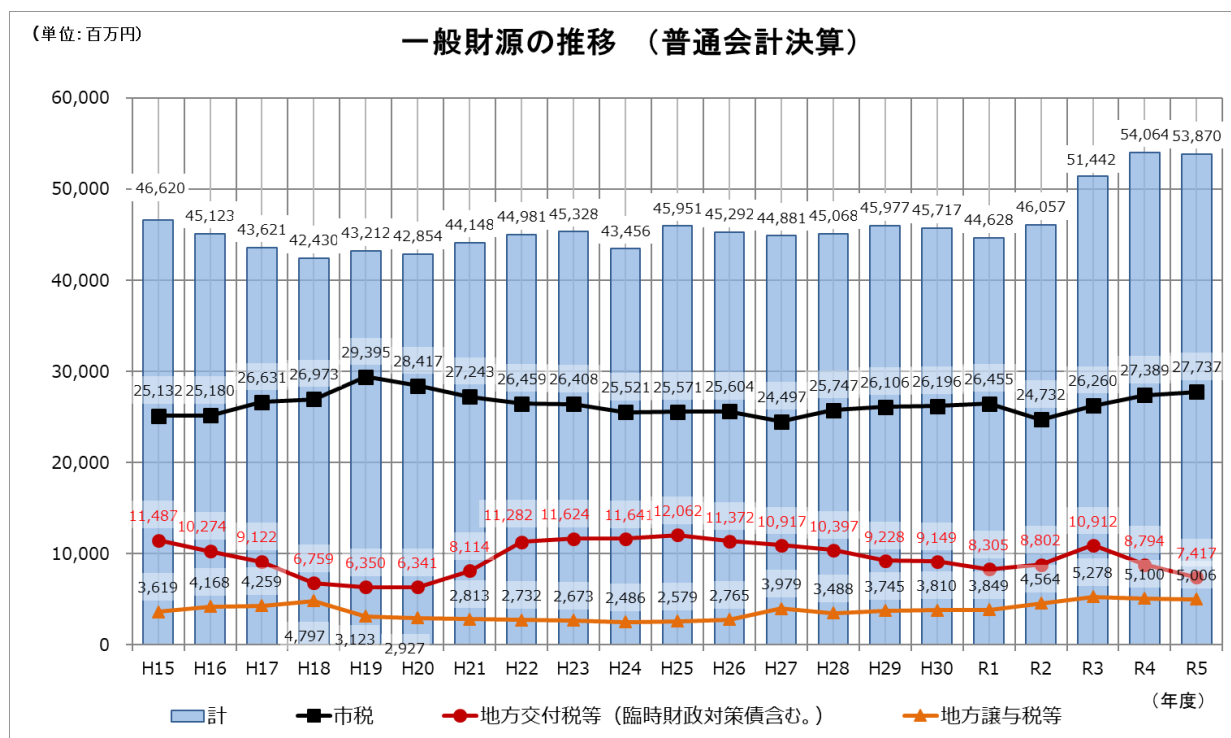
市が自主的に収入できる財源を「自主財源」といい、市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。

一方、国や県の基準に基づいて交付されたり、割り当てられる財源を「依存財源」といい、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、市債(地方債)などがあります。

(2) 一般財源の推移

一般財源※③は、市税や地方交付税、地方譲与税などで、その割合が大きいほど、行政需要に対応した柔軟な財政運営ができます。

令和5年度の一般財源は、普通交付税等の減少により、前年度と比べて減少しました。



※③ 一般財源

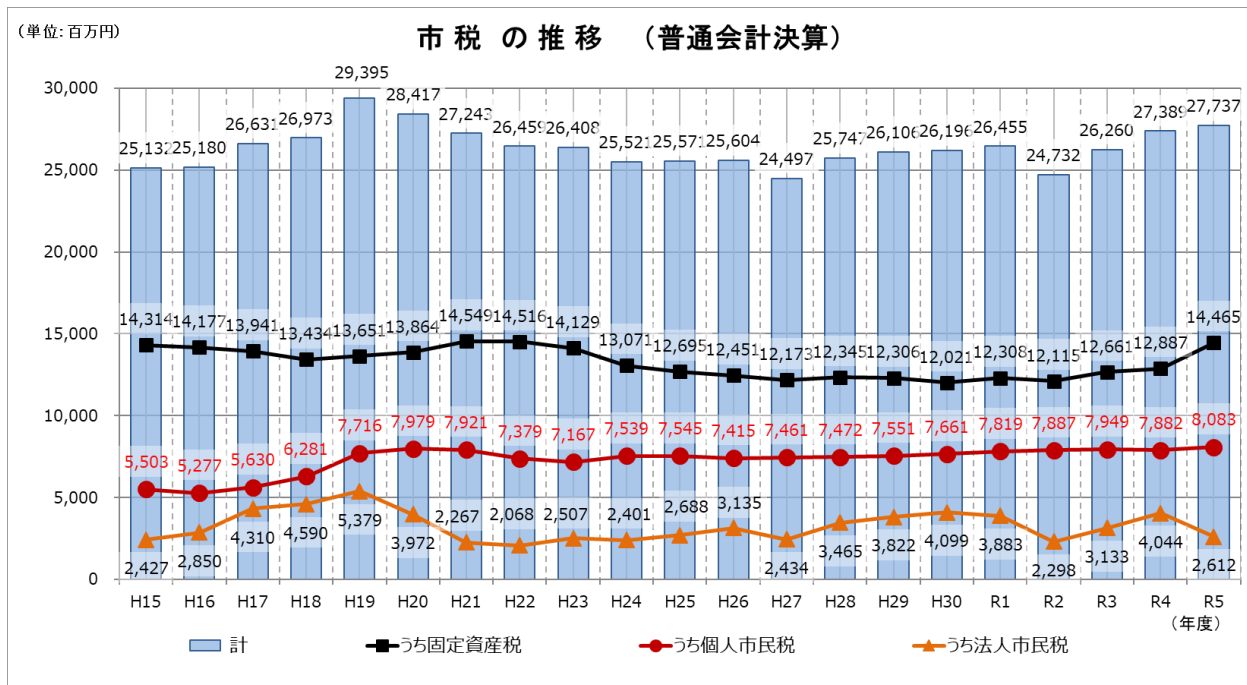
使いみちが特定されず、どのような経費にも使用できる財源で、市税、地方交付税、地方譲与税などがあります。

一般財源とは反対に、使いみちが特定されている財源を「特定財源」といい、国庫支出金、県支出金、市債、分担金などがあります。

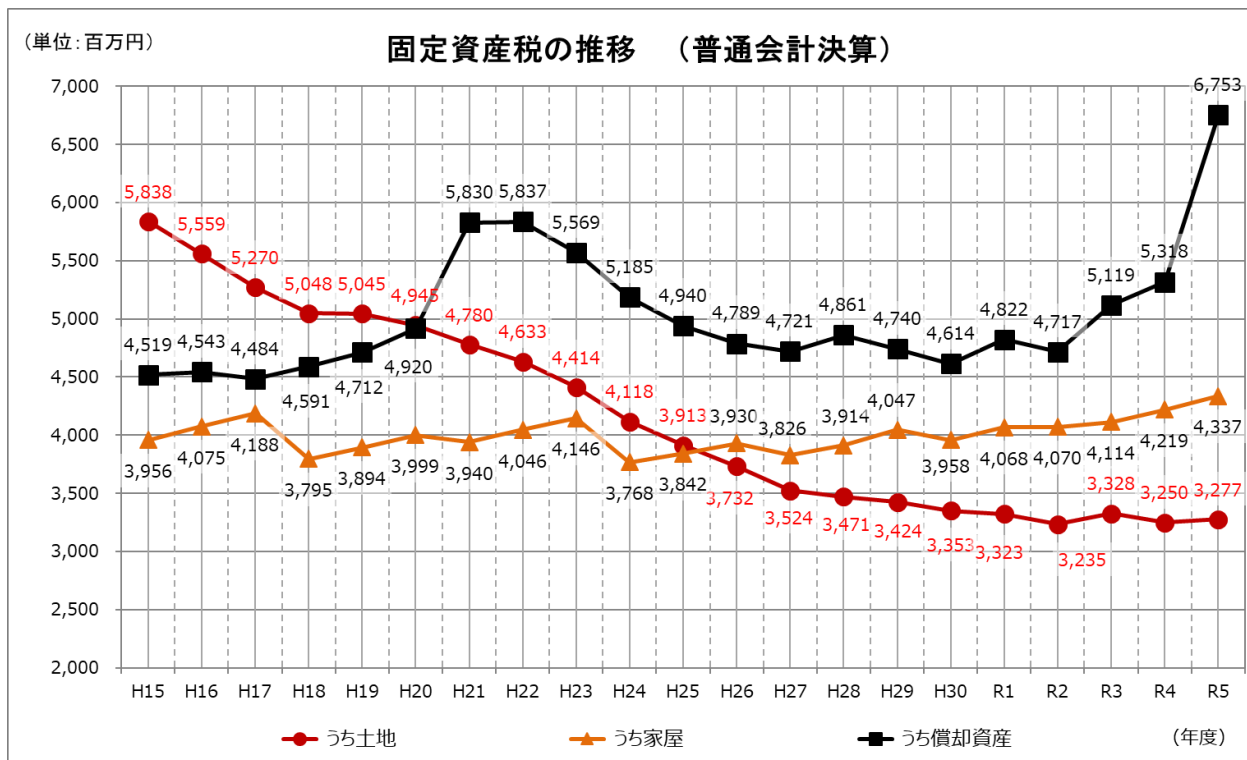
ア 市 税

「市税」には、個人市民税や法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税などがあり、本市の歳入の根幹をなす財政運営上重要な自主財源です。

令和5年度は主要な法人の減益などにより法人税の収入は落ち込んだものの、固定資産税の収入が大幅に伸びたことにより、市税収入全体では増加となりました。



償却資産は、令和5年度は企業の設備投資の増などにより大幅に増加しています。



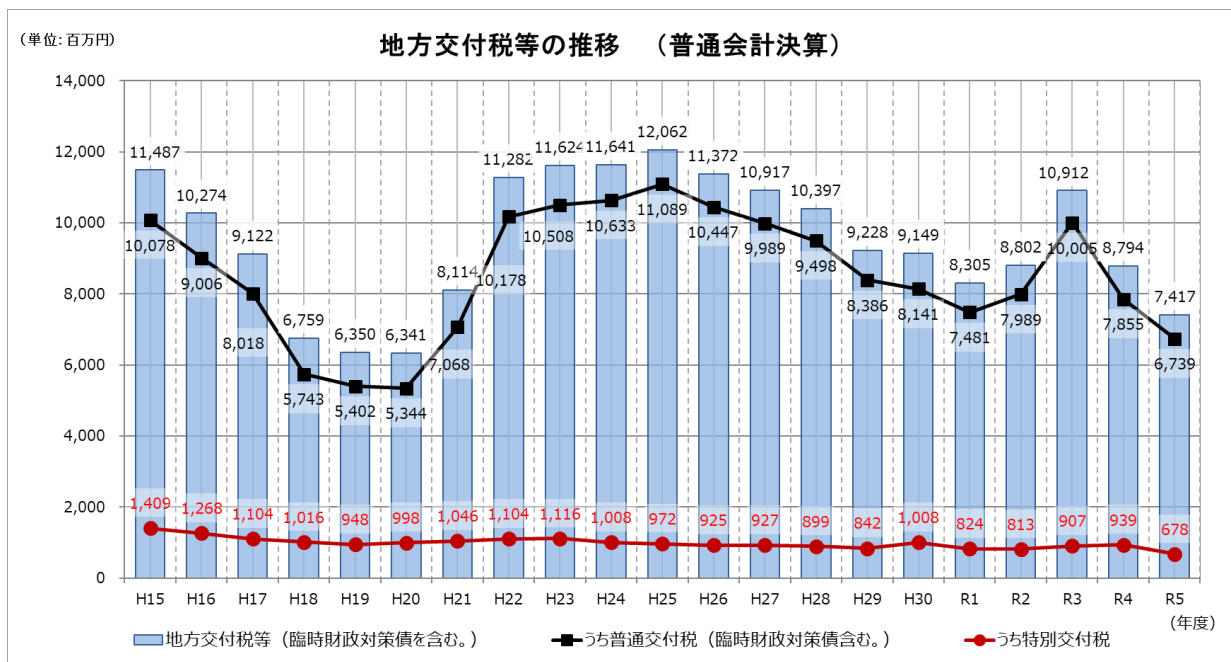
イ 地方交付税

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも、一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するために、国から地方公共団体に交付される制度です。

地方交付税等は、合併以降、平成20年度にかけて減少していましたが、平成21年度から急増しました。これは、市税収入の減に伴い基準財政収入額※④が減少したことや、合併特例債や臨時財政対策債の元利償還額が大幅に伸びたことなどによるものです。

なお、令和元年度は、合併以降15年続いていた合併支援措置※⑤が全て終了したため、大幅に減少しています。

令和5年度は、令和4年度と比較して減少しました。これは、固定資産税収入が増となったことなどにより、基準財政収入額が増加したことによるものです。



※④ 基準財政収入額

普通交付税の算定において、標準的な状態で収入が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額をいいます。標準的な市税収入見込額の75%相当額と、譲与税など税外収入の75%相当額(一部100%)が使われます。

※⑤ 合併支援措置

市町村合併に対する国や県からの補助金や特例措置などの、財政的な支援措置のことをいいます。代表的なものに、普通交付税の合併算定替や合併特例債があります。

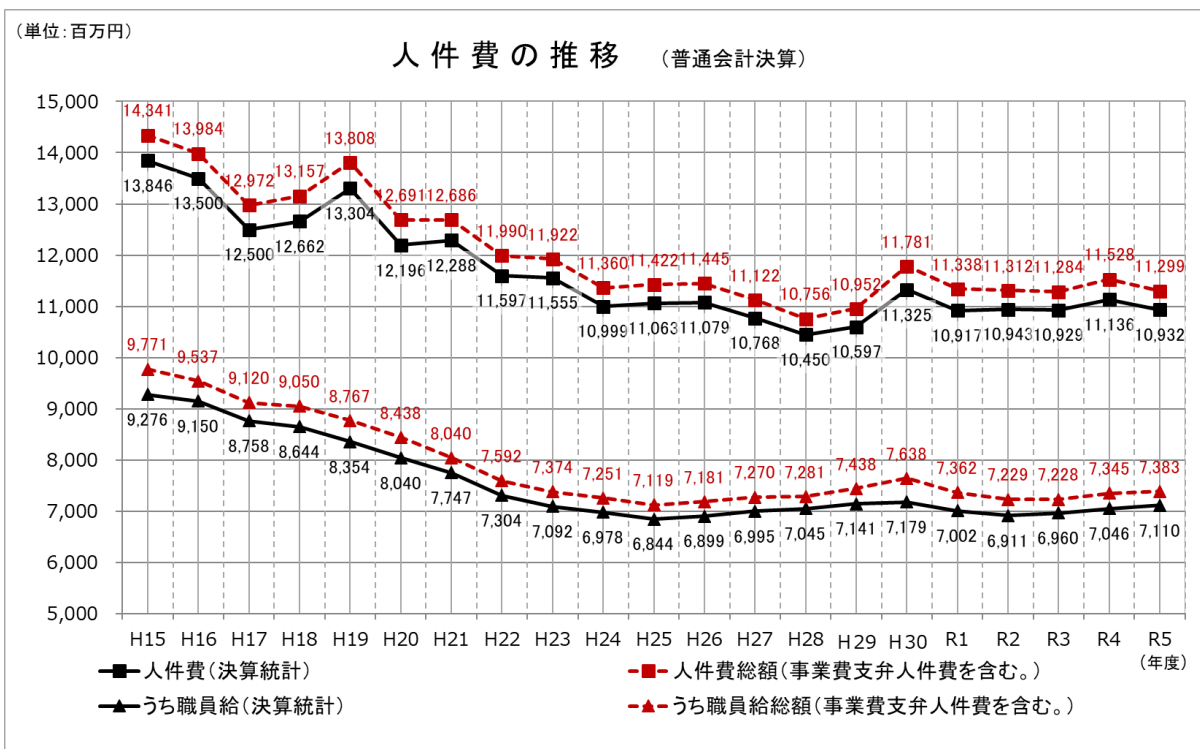
3 歳出の状況

(1) 義務的経費の推移

ア 人件費

職員の定員適正化や給与見直しの取組などにより、平成24年度までは減少し、その後はほぼ横ばいとなっています。

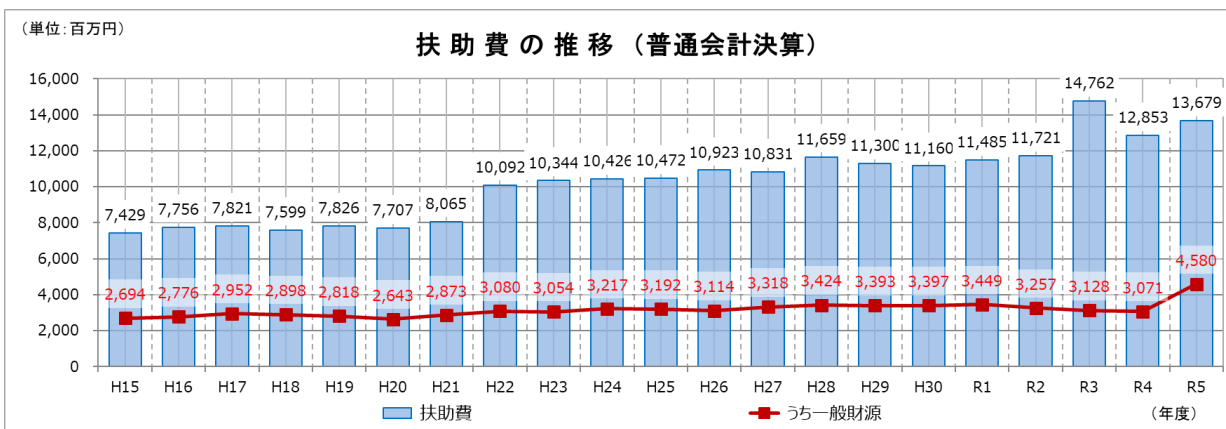
令和5年度は、定年延長に伴う退職者数の減により、令和4年度と比較して減少しています。



イ 扶助費

扶助費は、社会保障制度の一環として支出される経費で、平成15年度以降、ゆるやかな増加傾向にありましたが、平成22年度に子ども手当等が増額されたことから急増しました。

令和5年度は、物価高騰重点支援給付金の支給などにより、増加しています。



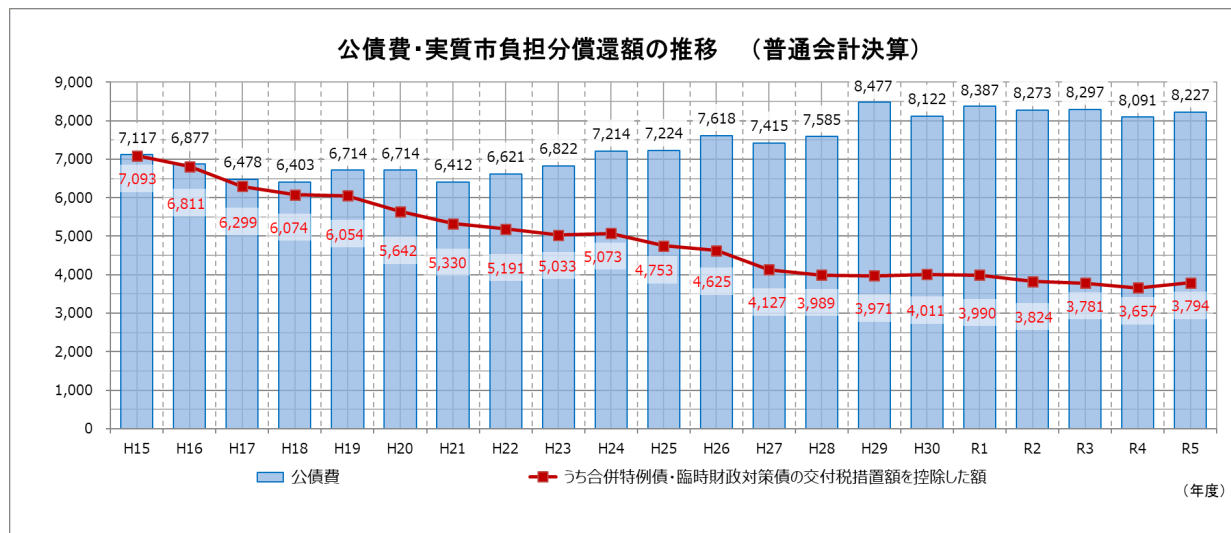
※⑥ 事業費支弁人件費

普通建設事業や災害復旧事業などに従事した職員の給与で、財政分析上は投資的経費として扱います。

ウ 公債費

平成15年度以降、減少傾向にありましたが、平成19年度に増加に転じてから、概ね増加傾向となっています。これは、臨時財政対策債及び国の合併支援措置の一つである合併特例債※⑦の償還が増加しているためです。

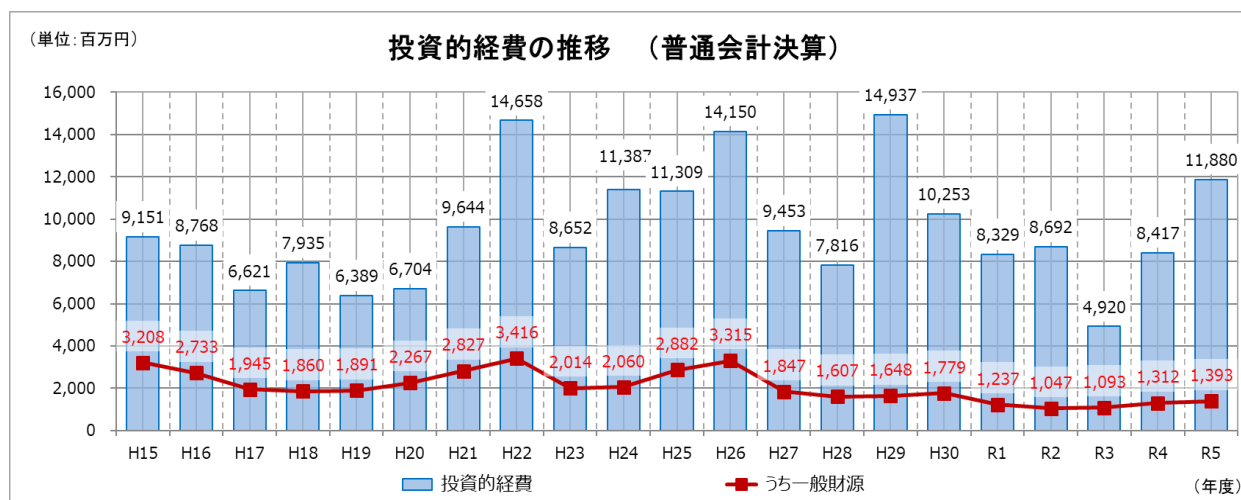
令和5年度は、大型事業の元金償還開始に伴い、令和4年度に比べて増加しています。



(2) 投資的経費の推移

投資的経費は、社会資本の整備に要する経費で、普通建設事業費及び災害復旧事業費で構成されます。

令和5年度は、中心市街地の再開発事業や周南公立大学の整備工事の進捗により、大幅に増加しています。



※⑦ 合併特例債

合併した市町村が、まちづくり推進のため新市建設計画に基づいて実施する、公共施設の整備や地域振興のための基金(地域振興基金)の積立事業に対して借入する市債です。

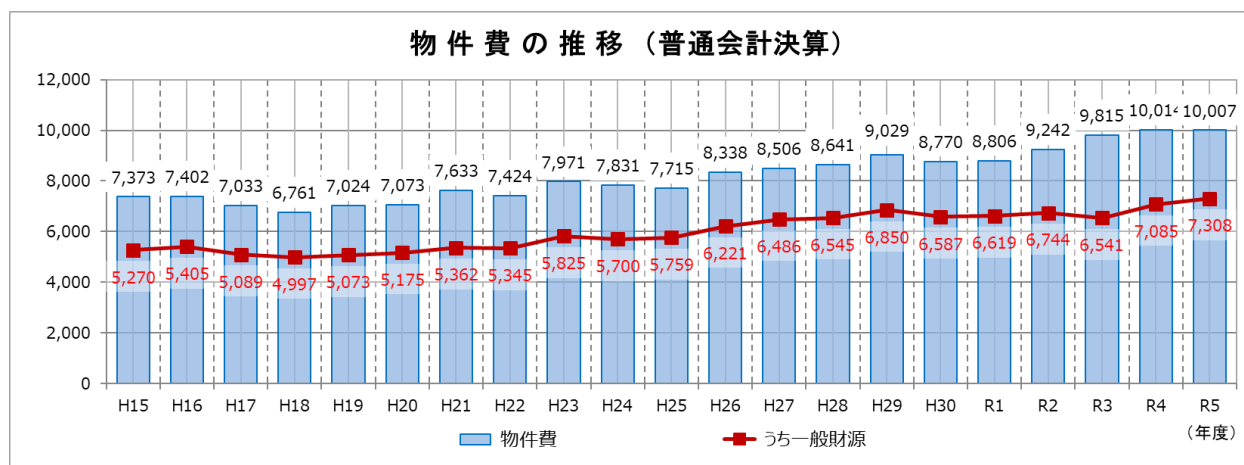
本市の場合、合併年度とこれに続く15年間(平成15年度～30年度)に限り、借り入れることができ、元利償還金の70%が普通交付税で措置される有利な市債です。

(3) その他の経費の推移

ア 物件費

物件費には、光熱水費や消耗品費等の需用費、市の施設の管理運営を民間に委ねる指定管理料などがあります。

毎年経常的に支出されるもの以外に、選挙や統計調査など一定の間隔で臨時的に増減が生じるものもあります。

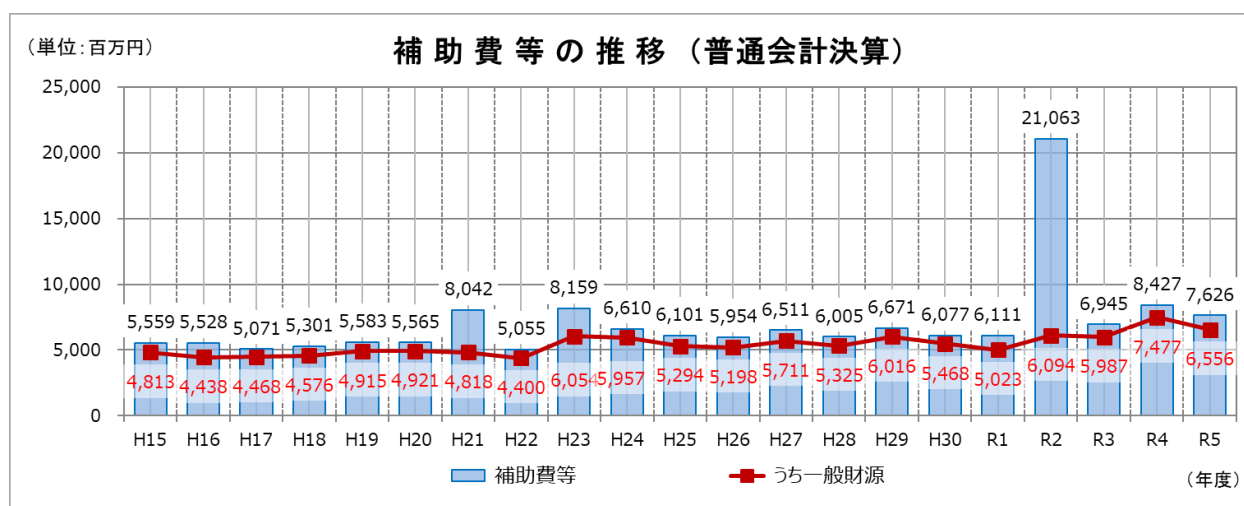


イ 補助費等

補助費等には、個人や団体等への負担金や補助金・交付金、謝礼等の報償費、保険料等の役務費等があります。

令和2年度の増は、国制度の特別定額給付金等、新型コロナウイルス感染症対策の実施によるものです。

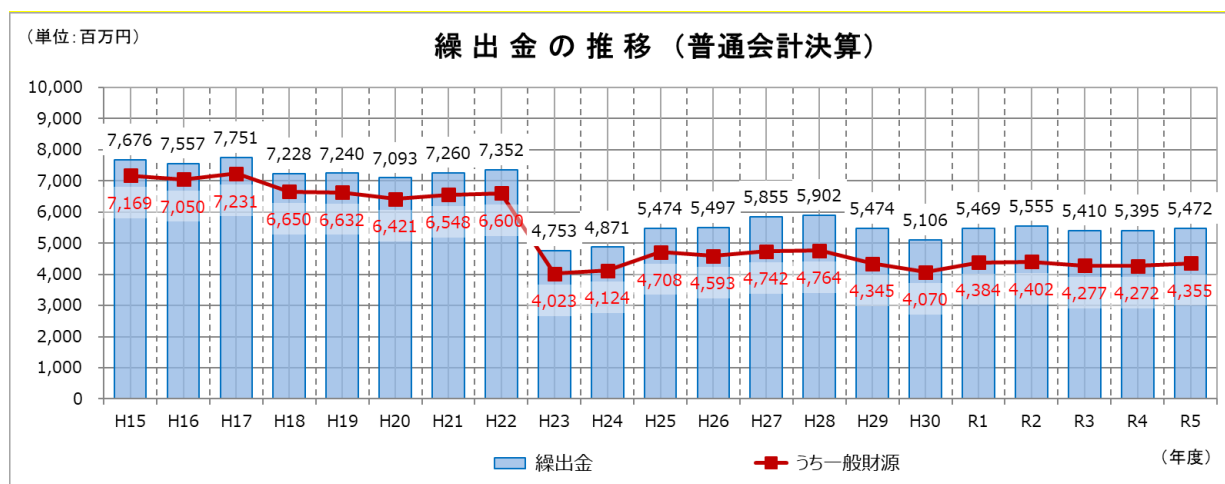
令和5年度は、新型コロナウイルス対策の進捗に伴う組合等消費喚起活動支援補助金の減により、減少しています。



ウ 繰出金

繰出金は、一般会計と特別会計との間でやりとりされる経費で、国民健康保険や介護保険など社会保障に関連する特別会計への支出金が主なものです。

平成23年度の減は、下水道事業が公営企業会計に移行したことによるものです。



(メモ) 性質別経費とは？

市の経費をその使われ方によって分類したものを「性質別経費」といい、通常、支出が義務づけられ任意に削減することが困難な「義務的経費」、普通建設事業費などの「投資的経費」、「その他の経費」の3つに区分します。

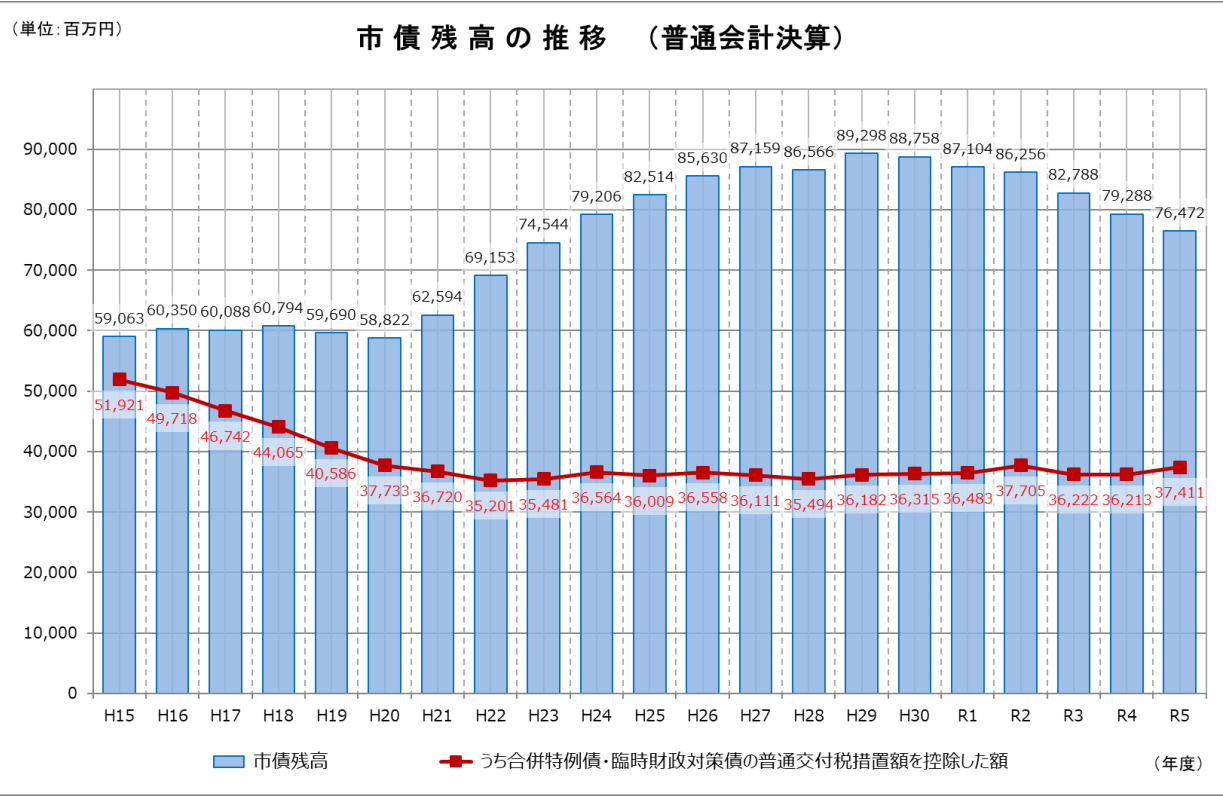
区 分		説 明
義務的経費	人 件 費	職員の給料や議員の報酬などの経費
	扶 助 費	生活保護費や児童手当などの経費
	公 債 費	市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費
投資的経費	普通建設事業費	道路、橋、学校などの建設・大規模修繕に必要な経費
	災害復旧事業費	大雨や暴風、地震など災害により被災した施設等を復旧するための経費
その他の経費	物 件 費	旅費、需用費、委託料など消費的性質をもつ経費
	維持補修費	公共施設の補修経費など、施設等の効用を維持するための経費
	補助費等	各種団体や他の地方公共団体などに対して行政上の目的により交付する経費。補助金、県・一部事務組合などへの負担金、講師謝礼など
	積 立 金	財政運営を計画的にするため、基金などに積み立てる経費
	投資及び出資金	公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費。その他、財団法人設立の際の出捐金や、公営企業等への出資金など
	貸 付 金	福祉増進や産業振興のために、市が直接または金融機関などを經由して間接的に貸付を行うための経費
	繰 出 金	一般会計と特別会計、または、特別会計相互間でやりとりされる経費
	前年度繰上充用金	会計年度経過後、その年度の歳入が歳出に対して不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げ、充てる経費

4 市債残高の推移

市債残高は、平成21年度以降増加に転じ、平成26年度以降ほぼ横ばいで推移していましたが、近年は減少傾向にあります。

臨時財政対策債及び合併特例債の普通交付税で措置される額を除いた市の負担額は、令和5年度で残高全体の48.9%となっています。

実質的な市債残高は、普通交付税で措置される有利な地方債の活用により減少していましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。



年度末市債残高の推移 (普通会計決算)

(単位: 百万円)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合併特例債	1,676	3,244	4,560	7,306	9,089	10,633	15,248	21,778	25,514	26,971	28,587	29,312	30,147	29,041	31,609	30,617	28,177	25,465	22,772	20,265	17,769
臨時財政対策債	5,968	8,362	10,154	11,615	12,741	13,646	15,200	18,707	21,203	23,762	26,494	28,555	29,945	30,743	30,990	31,012	30,896	30,725	30,625	28,889	26,622
合併特例債・臨時財政対策債を除く市債	51,419	48,744	45,374	41,873	37,860	34,543	32,146	28,668	27,827	28,473	27,433	27,764	27,067	26,782	26,700	27,130	28,030	30,066	29,390	30,133	32,080
年度末市債残高	59,063	60,350	60,088	60,794	59,690	58,822	62,594	69,153	74,544	79,206	82,514	85,630	87,159	86,566	89,298	88,758	87,104	86,256	82,788	79,288	76,472

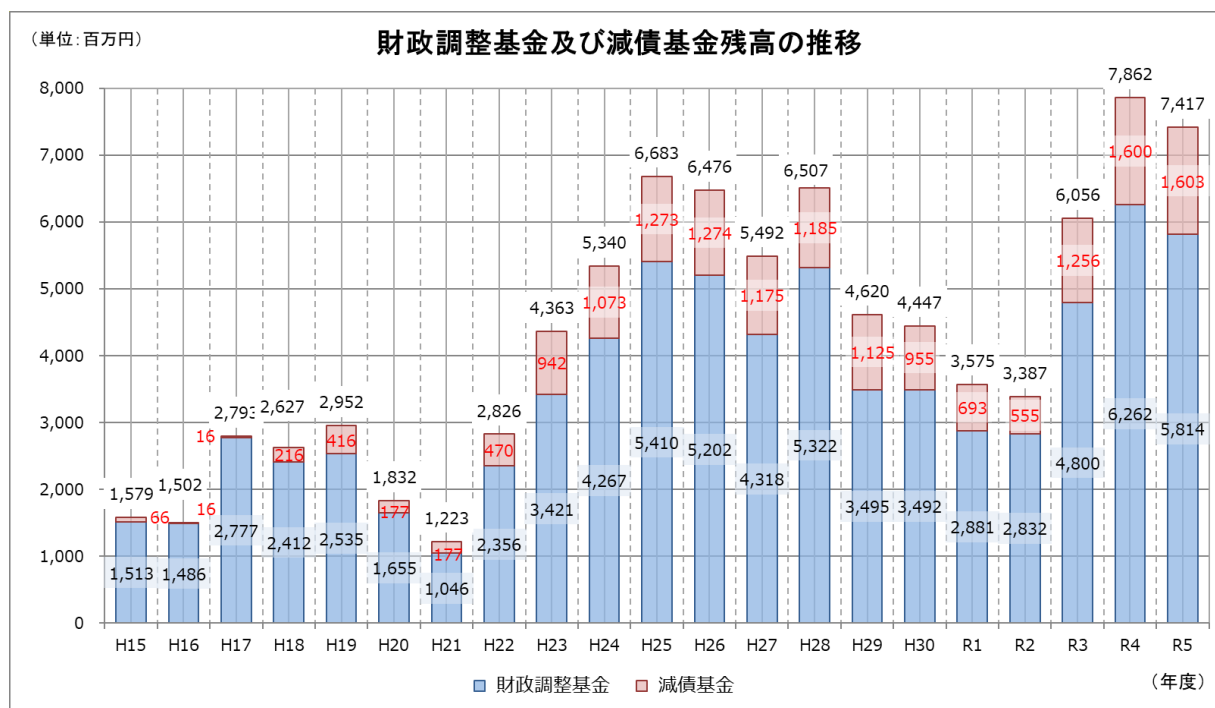
5 財政調整基金及び減債基金残高の推移

一般財源を調整するための基金には、「財政調整基金」※⑧及び「減債基金」※⑨があります。

2つの基金の残高は、平成17年度から平成19年度まで25億円を上回っていましたが、21年度には、12億2,300万円まで減少しました。

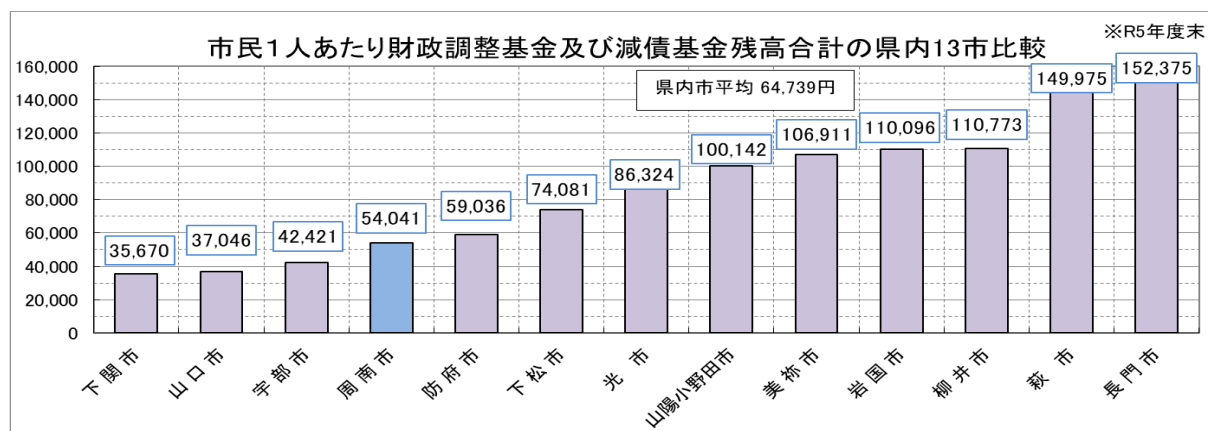
その後、行財政改革の取組みにより着実に積立てを行った結果、平成25年度末では66億8,300万円となりました。

令和3、4年度は法人市民税の増等により増加していましたが、令和5年度は財源調整のための取崩しにより減少しています。



平成30年度で、国の財政上の合併支援措置が終了を迎えたことから、将来に備えて基金残高を確保するとともに、地域振興基金（令和5年度末残高：約51億円）をはじめ、特定目的基金の有効活用を図る必要があります。

(参考)



※⑧ 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金です。

※⑨ 減債基金

市債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。

6 財政指標等の推移

地方自治体の財政状況を分析する財政指標には、財政健全性に関する「実質公債費比率」※⑩、「将来負担比率」※⑪、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」の4指標や、「財政力指数」※⑫、「経常収支比率」※⑬などがあります。

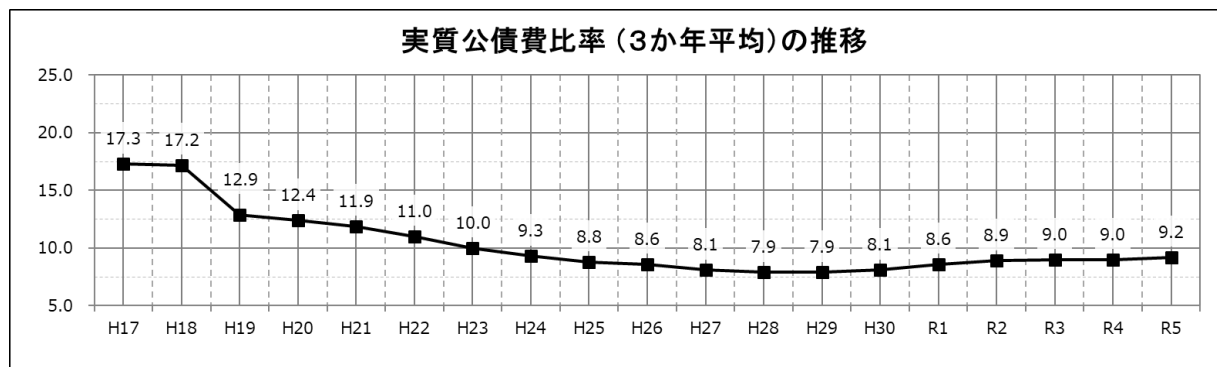
周南市はこれまで、普通会計及び全ての会計の合算ともに黒字となることから、実質赤字比率と連結実質赤字比率の指標の該当はありません。

(1) 実質公債費比率 【早期健全化基準25% 財政再生基準35%】

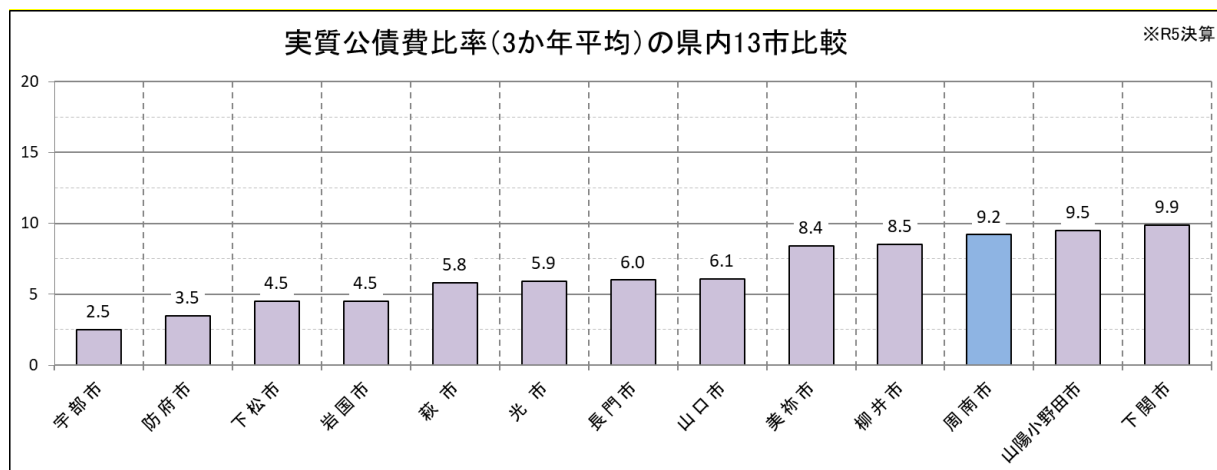
実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。

分母となる標準財政規模は、人口減少や市税の伸びが見込まれないことから減となる見込みです。また、分子となる地方債全体の元利償還は、過去に借入を行った臨時財政対策債や施設整備に活用した地方債の償還が始まり、当面高めの傾向が継続する見込みです。

こうしたことから、実質公債費比率は今後増加傾向が見込まれています。



(参考)



※⑩ 実質公債費比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率のひとつで、地方税・普通交付税など、使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源（標準財政規模）のうち、一般会計の公債費や公債費に準じたもの（特別会計・企業会計の公債費償還に対する繰出金など）を含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの割合を示す比率です。

18%以上になると地方債の発行に許可が必要となり、25%以上になると一部の地方債の発行が制限されます。

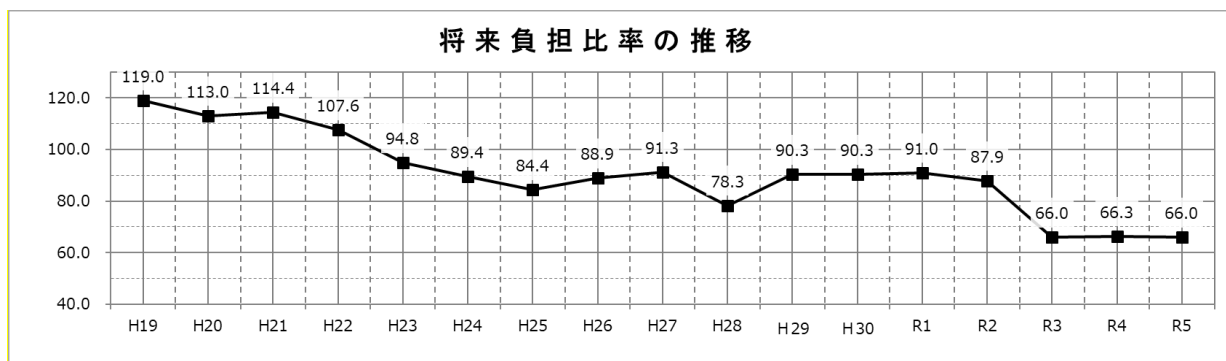
【実質公債費比率の詳細:23ページ参考】

(2) 将来負担比率 【早期健全化基準 350% 財政再生基準 設定なし】

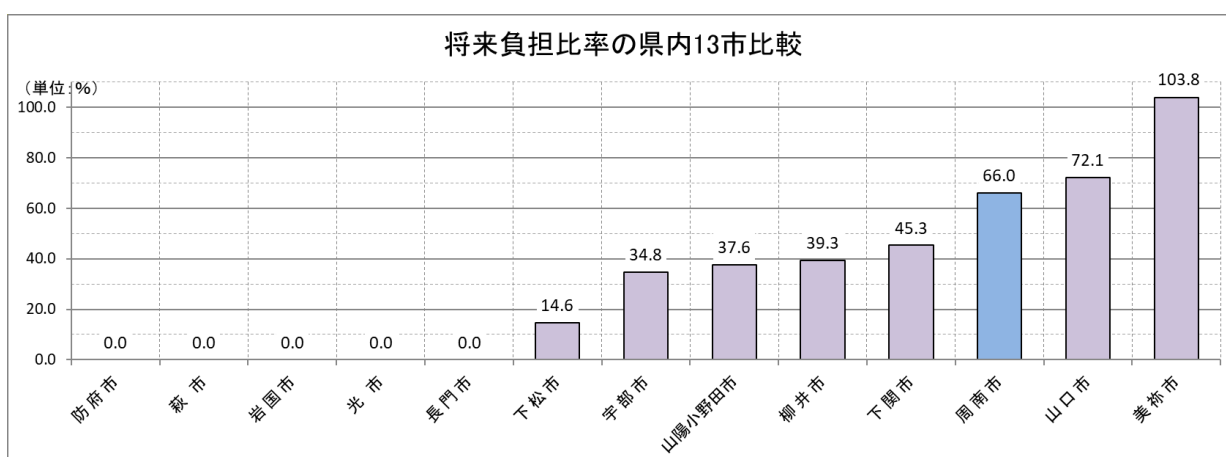
将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

平成28年度に公営企業の公債費に対する一般会計の繰出額の減少などにより大幅に低下して以降、大型事業の進捗による市債残高の増加や基金残高の減少などにより上昇に転じていましたが、令和3年度に、市債借入や市債残高の減少などにより大幅に減少しました。

令和5年度は、地方債現在高などの減により、将来負担額が減少したことなどから、将来負担比率はわずかに減少しました。



(参考)



※⑪ 将来負担比率

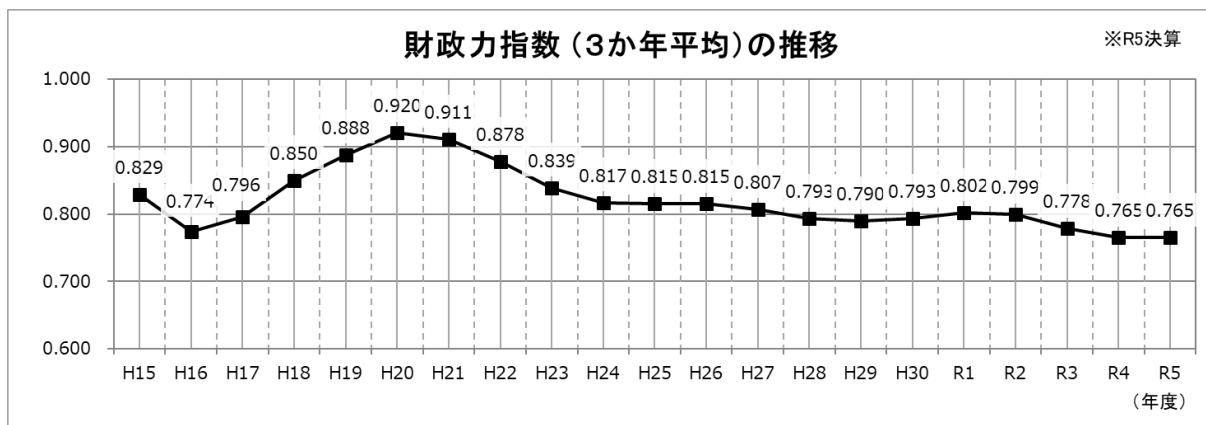
地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率のひとつで、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
早期健全化基準の値は350%です。

【将来負担比率の詳細:24ページ参考】

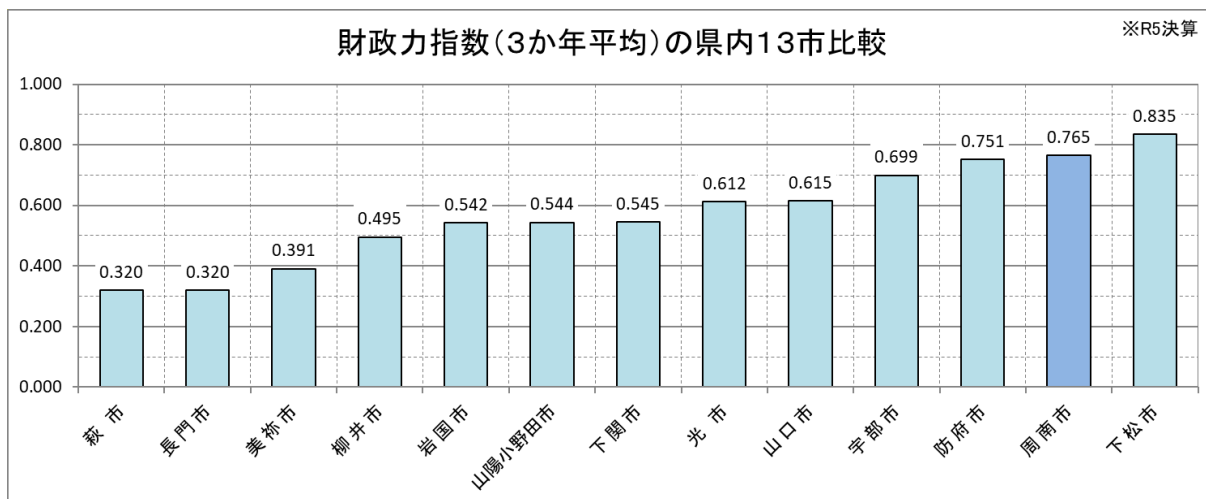
(3) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数です。この数値が大きいほど財源に余裕があることとなりますが、「1」未満の場合には、国から普通交付税が交付されます。

財政力指数は、平成20年度をピークに下降していましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。市税をはじめとした一般財源の確保や充実に、一層取り組む必要があります。



（参考）



※⑫ 財政力指数

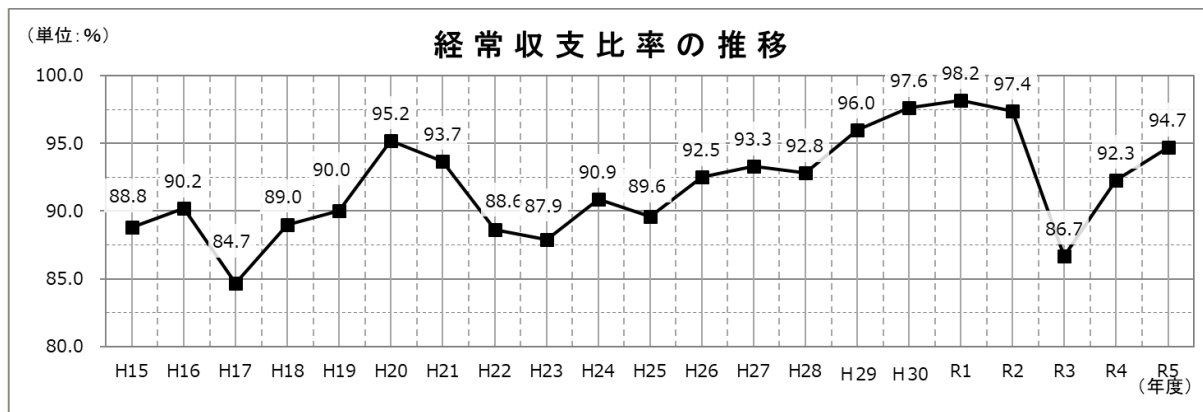
市の人口や面積などに応じて標準的に必要になる支出（基準財政需要額）に対して、標準的な状態で収入が見込まれる税や地方譲与税など市が自ら得る収入（基準財政収入額）がどの程度あるかを示す指標です。

数値が大きいほど財源に余裕があることとなりますが、1未満の場合は国から普通交付税が交付されます。通常は過去3年の平均値を使用します。

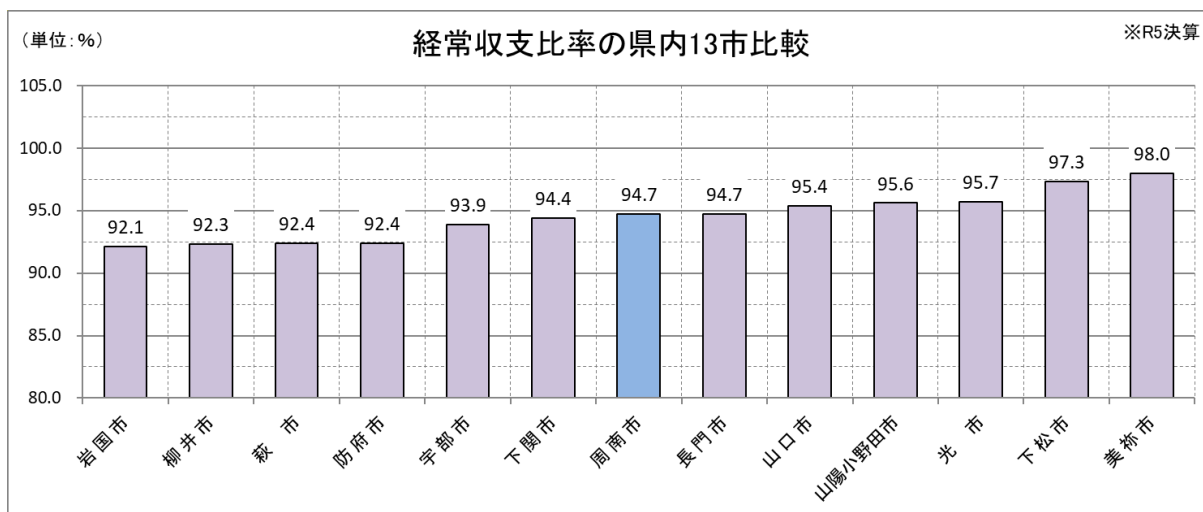
(4) 経常収支比率

財政構造の弾力性を見る指標で、この数値が小さいほど自由に使える資金が多いことを表しています。市税、地方交付税等の経常的な一般財源収入が、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）や施設の管理運営費などの経常的な経費にどれだけ使われているかを示すものです。

令和5年度は、地方交付税が令和4年度に比べて減少したことなどにより、経常収支比率が増加しました。



(参考)



※⑬ 経常収支比率

市税、地方譲与税、地方交付税など毎年経常的に入ってくる歳入の総額(経常一般財源総額)のうち、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出される経費に対して使われた額(経常経費充当一般財源)が占める割合です。数字が小さいほど自由に使える資金が多いことを表し、大きくなるほど臨時的な経費に回せる資金が少なくなり財政の硬直化が進んでいることを表します。

Ⅱ 財政運営における今後の課題

1 自主財源の確保

令和元年度から続いていたコロナ禍から経済活動が正常化した一方で、物価高騰等の影響が継続している状況を鑑みると、市税収入の先行きは予断を許さない状況が続いています。

そのような状況においても、市民に最も身近な地方自治体の責務として、将来にわたり必要な行政サービスを提供し続けるため、財政の健全化を維持することが必要であり、自主財源の確保がますます重要になります。

そのためには、市税の適正で公平な課税と収納に努めるとともに、受益者負担の適正化に取組み、自主財源を中心とした歳入基盤の確立が不可欠です。さらに、資産の有効活用による財源確保の取組も必要です。

2 増加する歳出への対応

健全な財政運営の基本は、「歳入に見合った歳出」であり、これまで歳出の抑制として、職員定数の適正化などによる人件費の抑制や、事務事業の見直しによる経費の節減に取り組んできました。

今後も進行する少子高齢化による社会保障費の増加などに対応するため、引き続き事務作業の見直しにより経常経費を中心とした歳出の抑制を行うとともに、民間活力の導入など業務や経費の適正化及び効率化に努め、限られた財源を最大限に活用しなければなりません。

さらに、老朽化が進む公共施設については、効率的な利用と維持管理コストの低減を図るとともに、公共施設再配置計画に基づき、統廃合や長寿命化に取り組む必要があります。

Ⅲ 第4次行財政改革大綱の推進

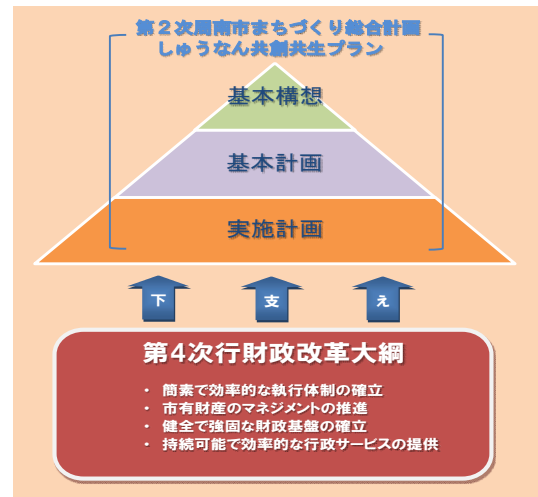
1 概要

行財政改革を着実に推進するため、令和2年3月に第4次行財政改革大綱（以下「大綱」といいます。）を策定しました。

(1) 大綱の位置付け

本市では、市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進するため、政策分野ごとの施策の基本方針と戦略的な取組を示す「まちづくり総合計画後期基本計画」を策定し、市の最上位計画に位置付けています。

本大綱は、「まちづくり総合計画後期基本計画」を下支えするものとして、持続的で安定した行財政運営を確立するための、行政改革・財政改革双方の基本的な考え方を定めています。



(2) 計画期間

令和2年度から6年度までの5年間

(3) 基本目標

自治体経営の視点に立った持続可能な「自立したまちづくり」の確立

まちづくり総合計画に掲げる施策の確実な進捗を図り、本市の抱える多くの課題の解決に重点的に取り組むためには、本市の所有する限りある行政資源「ひと・もの・かね・情報」を必要な事業に最適配分し、有効活用することが重要です。

また、将来にわたって市民に安心して本市で生活していただくために、業務改善を常に図りつつ、歳入・歳出を抜本的に見直し、財政的にも「自立したまちづくり」を確立しなければなりません。

そのためには、行政が担うべき事業の必要性、有効性、効率性、優先度等を総合的に判断し、市民にとって真に有益で効果的な事業に集中して行政資源の投入を行う必要があります。

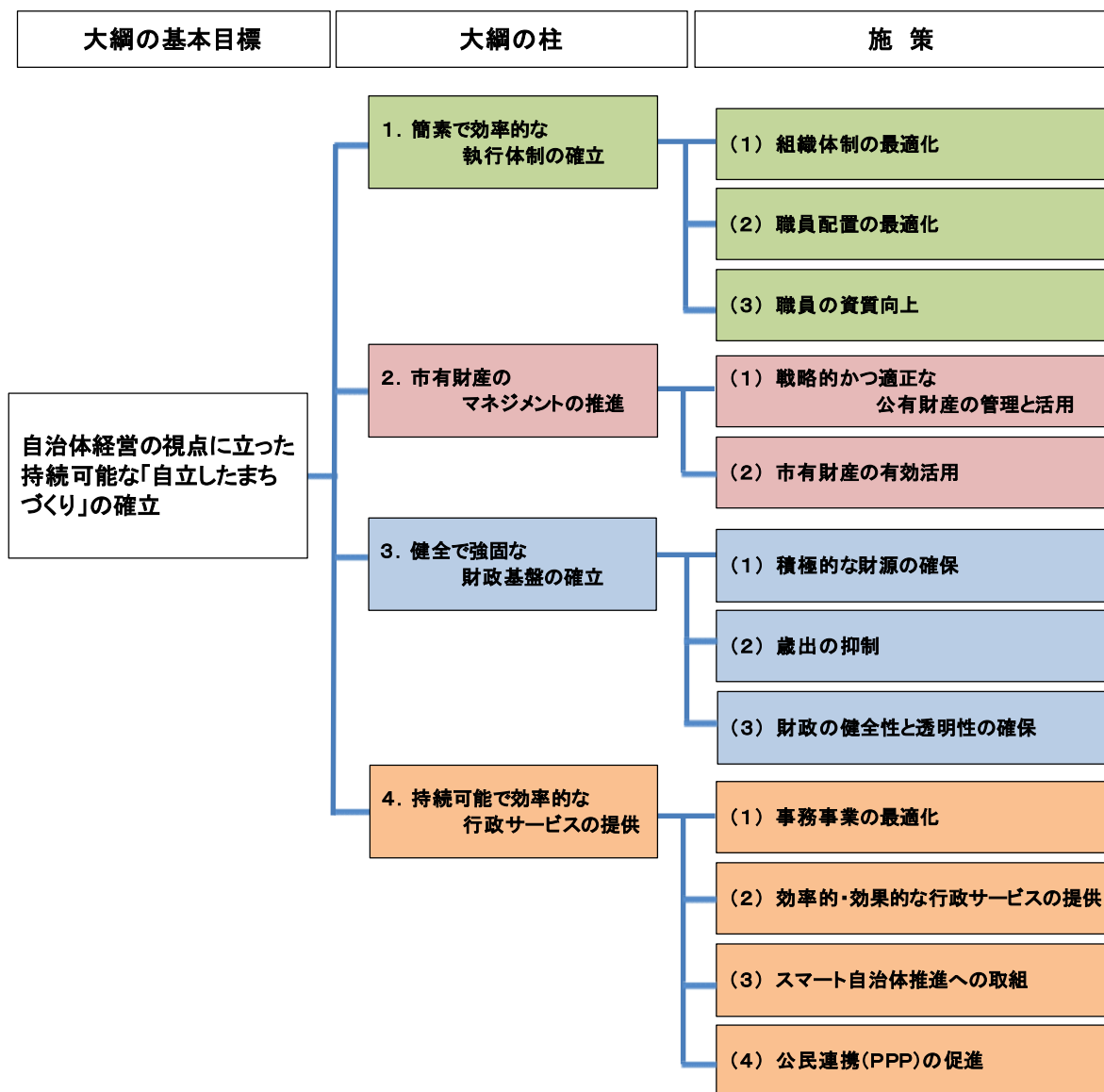
こうした行政資源を有効活用する仕組みに加え、さらに事業同士の連携・連動など、効率・効果的なマネジメントを深化・拡充させる「自治体経営」の視点を職員一人ひとりが持ち、実践することがこれまで以上に重要となります。

自治体経営の視点による行財政改革に全職員で取り組むことで、真に必要な行政サービスを将来にわたって安定して提供できる持続可能な「自立したまちづくり」の確立を目指します。

<大綱「第2章 大綱の目標と柱」P14より抜粋>

(4) 大綱の体系

本市の取り巻く課題を解決し、先に掲げた基本目標を達成するため、12の施策によって構成される4つの柱を定めています。



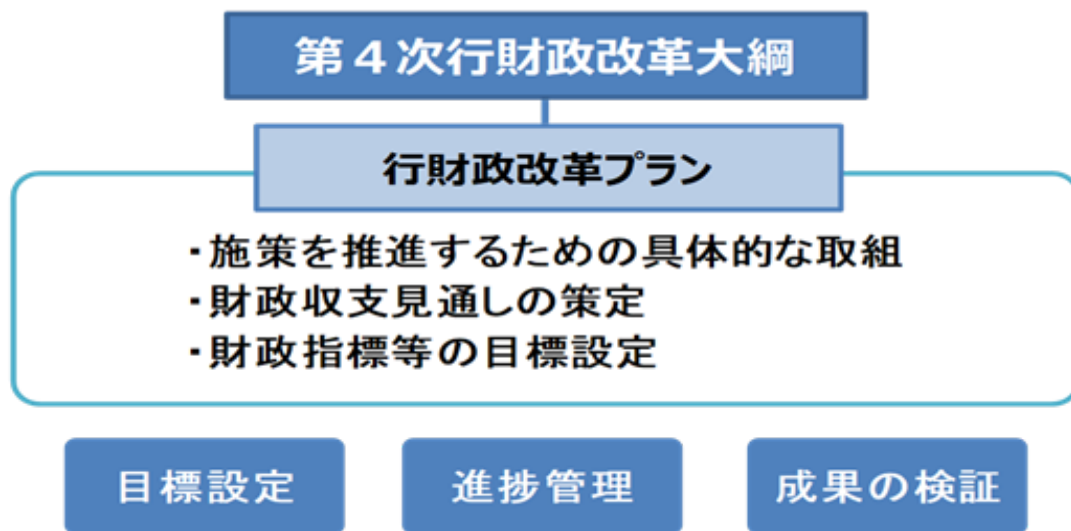
<大綱「第2章 大綱の目標と柱」 P15より抜粋>

2 行財政改革プラン

大綱に定める施策を実現するため、実施計画となる行財政改革プランを策定しています。

行財政改革プランでは、計画期間における「財政収支見通し」を示し、財政の健全化に向け、財源不足解消を図るための取組を実施しています。また、行政サービスの向上につなげる行政改革にも取り組み、目標達成に向けて総合的な改革を実施しています。

取組については、目標設定から成果の検証までを行い、PDCAサイクルを活用しながら進捗管理を図るとともに、取組結果を予算編成にも反映させ、結果を公表しています。



行財政改革プランの主な目標

《財政改革の目標》

- ・令和7年度当初予算において収支均衡した財政構造への転換を図る
- ・令和6年度末の財政調整基金残高 40億円以上
- ・計画期間5年間の市債借入上限額 150億円
(償還元金に交付税等の財源措置がある借入は除く)
- ・実質公債費比率 11.0%以下
- ・将来負担比率 110.0%以下

《行政改革の目標》

- ・具体的な取組項目の実施率 100%
- ・具体的な取組項目のA評価の割合 80%以上

《資料編》

決算を「家計」に例えると？

周南市の令和5年度の一般会計の決算額を、1年間の収入が500万円の家計に置き換えてみました。

収入は、主なものとして、給料（基本給）は171万1千円、給料（諸手当）は74万8千円、パート収入は44万7千円、父母からの仕送りは102万3千円となっています。

支出は、食費、光熱費、医療費、家や車の修理費、子どもたちへの仕送りで298万円、借入金の返済で50万8千円などがかかっています。

給料（諸手当）は今後減少が見込まれるため、給料（基本給）やパート収入を増やすとともに、食費や光熱費などの節約と家の増改築については優先順位をつけた計画的な支出を進めていく必要があります。

収 入		支 出	
① 給料	2,459,000円	① 食費	674,000円
（基本給）	1,711,000円	② 光熱費などの雑費	1,088,000円
（諸手当）	748,000円	③ 家族の医療費	844,000円
② パート収入	447,000円	④ 家や車の修理費	36,000円
③ 父母からの仕送り	1,023,000円	⑤ 子どもたちへの仕送り	338,000円
④ 貯金の引き出し	442,000円	⑥ ローン（借入金の返済）	508,000円
⑤ 繰越金	234,000円	⑦ 家の増改築費	733,000円
⑥ ローン（借入金）	319,000円	⑧ 親戚や友人の面倒	70,000円
⑦ 返済してもらった貸付金	76,000円	⑨ 貯金	452,000円
収入合計	5,000,000円	支出合計	4,743,000円
		（令和6年度に繰り越した額 241,000円）	

※1,000円単位で四捨五入をしています。

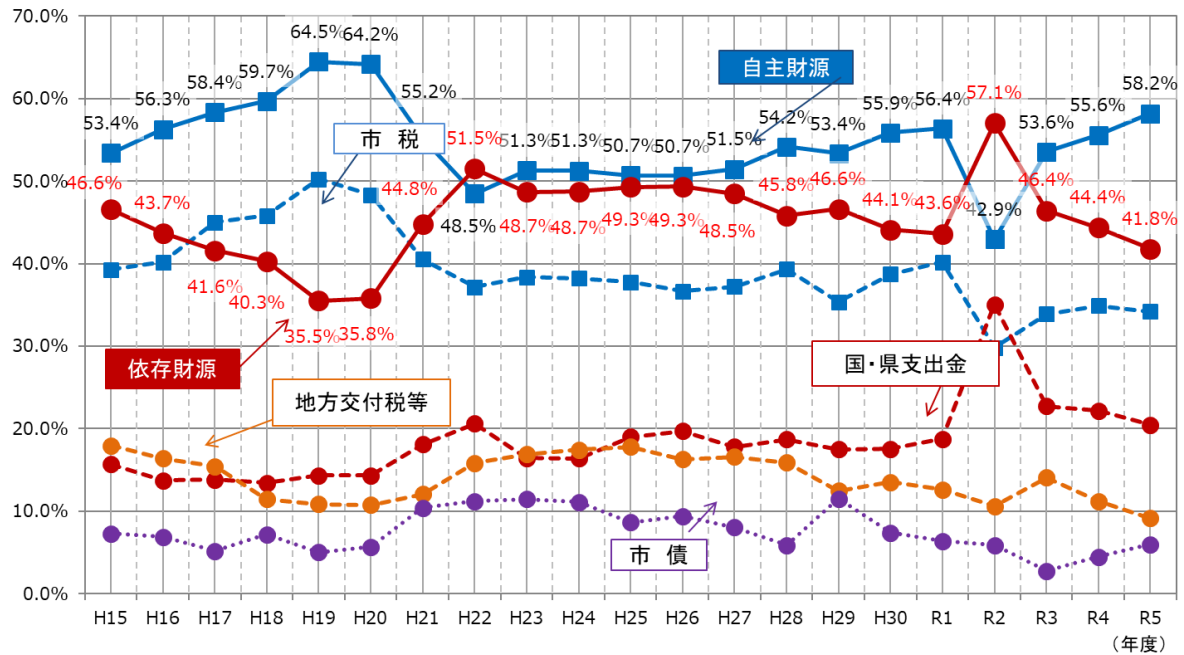
＜歳入区分での説明＞

- ① 基本給…市税（市民税や固定資産税など）
諸手当…地方交付税、地方譲与税や交付金など
- ② 分担金及び負担金、使用料及び手数料、
財産収入、寄附金など
- ③ 国・県支出金
- ④ 基金の取り崩し
- ⑤ 前年度からの繰越金
- ⑥ 市債借入金
- ⑦ 貸付金の元利金収入

＜歳出区分での説明＞

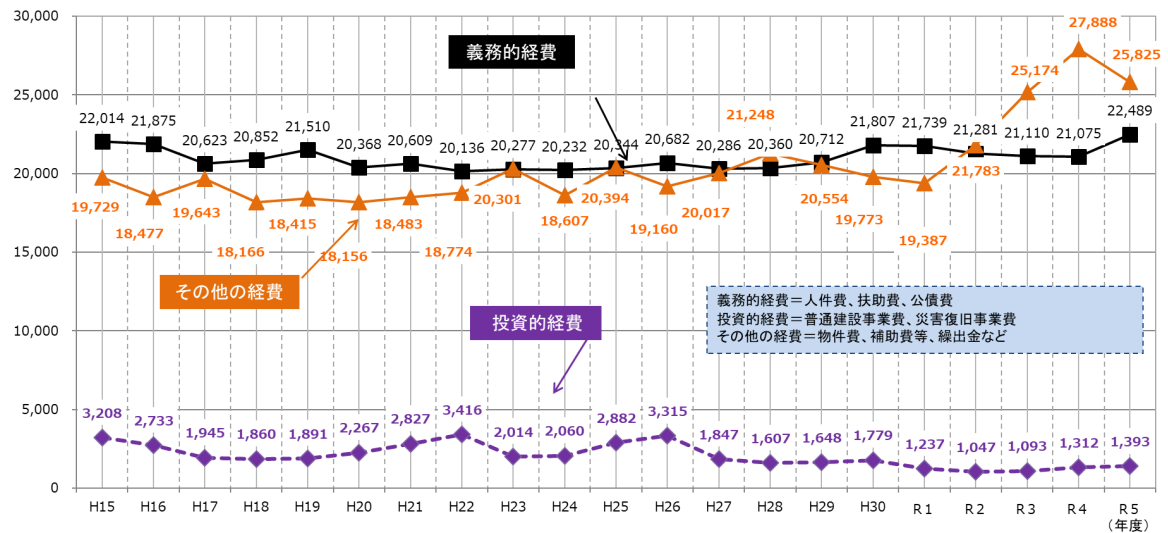
- ① 人件費
- ② 物件費、補助費など
- ③ 扶助費
- ④ 維持補修費
- ⑤ 他会計への繰出金
- ⑥ 公債費
- ⑦ 普通建設事業費、災害復旧事業費
- ⑧ 貸付金
- ⑨ 積立金、投資及び出資金

自主財源・依存財源の割合の推移（普通会計決算）



歳出・性質別経費（一般財源ベース）の推移（普通会計決算）

（単位：百万円）



実質公債費比率

一般会計等が負担する全会計及び一部事務組合等の元利償還金、また、これに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

この比率が高まってくると、財政の弾力性の低下が懸念されます。

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{① 実質的な市債償還額} - \left(\text{② 特定財源} + \text{③ 公債費等のうち交付税算入された額} \right)}{\text{④ 標準財政規模} - \text{③ 公債費等のうち交付税算入された額}}$$

「① 実質的な市債償還額」は、市債の元利償還金及び準元利償還金の合計額

※ 準元利償還金とは、以下をいいます。

- ア．公営企業債の償還に充てたと認められる一般会計等からの繰出金
- イ．一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金
- ウ．債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- エ．一時借入金の利子

「② 特定財源」は、市債の元利償還金又は準元利償還金に充てた特定財源の合計額

※ 特定財源は、貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行した市債償還額に充当した都市計画税などがあります。

「③ 公債費等のうち交付税算入された額」は、市債の元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税に措置された額

「④ 標準財政規模」は、標準的な状態で収入が見込まれる一般財源の規模を示すもので、市税、譲与税など税外収入、地方交付税をもとに算定した額

《令和5年度 単年度の場合》 ※ 3 か年平均 9.2%

$$\begin{array}{l} \text{実質公債費比率} \\ 9.7\% \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{① } 10,464,670 \text{ 千円} \\ - \left(\begin{array}{l} \text{② } 1,100,988 \text{ 千円} \\ + \text{③ } 6,254,934 \text{ 千円} \end{array} \right) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{④ } 38,230,537 \text{ 千円} \\ - \text{③ } 6,254,934 \text{ 千円} \end{array}}$$

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき、全会計、一部事務組合、第三セクターを含めた実質的な負債額の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

この比率が高いことは将来の負担額が大きいことを意味するため、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{① 将来負担額} - \left[\text{② 充当可能財源} + \text{③ 市債現在高等のうち交付税算入見込み額} \right]}{\text{④ 標準財政規模} - \text{⑤ 公債費等のうち交付税算入された額}}$$

「① 将来負担額」は、市債現在高など以下の合計額

ア．一般会計等の市債現在高

イ．債務負担行為に基づく支出予定額

ウ．公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額

エ．一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額

オ．退職手当支給予定額

カ．第三セクターの損失補償債務に係る一般会計等の負担見込額

「② 充当可能財源」は、負債の支払いに充当可能な基金（財政調整基金や減債基金など）

及び特定財源の見込額（国庫支出金、公営住宅使用料、都市計画税など）の合計

「③ 市債現在高等のうち交付税算入見込み額」は、市債現在高等として普通交付税の基準財政需要額に算入される見込み額

「④ 標準財政規模」は、標準的な状態で収入が見込まれる一般財源の規模を示すもので、市税、譲与税など税外収入、地方交付税をもとに算定した額

「⑤ 公債費等のうち交付税算入された額」は、市債の元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税に措置された額

《令和5年度の場合》

$$\begin{array}{l} \text{将来負担比率} \\ 66.0\% \end{array} = \frac{\text{① 111,694,844 千円} - \left[\text{② 30,855,099 千円} + \text{③ 59,730,774 千円} \right]}{\text{④ 38,230,537 千円} - \text{⑤ 6,254,934 千円}}$$

